

耐震化を促進するための補助制度

昭和 56 年 5 月以前に建てられた家は要注意！

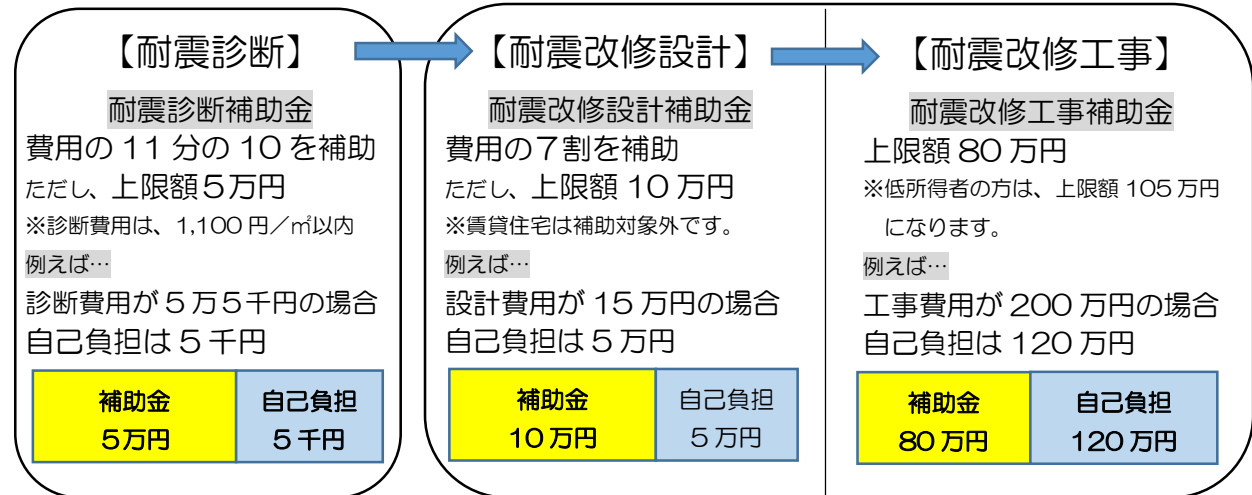
昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた家は、建築基準法改正により、耐震基準が大幅に強化される前の基準（旧耐震基準）で設計されています。阪神・淡路大震災では、多くの家が倒壊し、たくさんの方が家の下敷きになり犠牲になりましたが、倒壊した家の多くは、旧耐震基準で建てられた木造住宅でした。

地震が
発生する
前に

まずは、耐震診断を受けましょう！

【木造住宅の耐震診断・耐震改修補助金】

- 補助対象建築物：昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた町内の木造住宅
- 補助対象者：補助対象建築物を所有する個人で直近の課税所得金額が 5,070,000 円未満の方



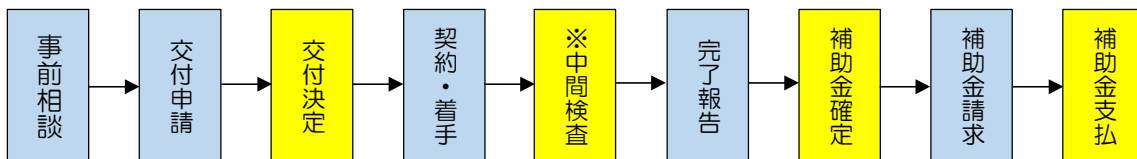
- ※耐震診断補助金には、補助対象者の個人要件及び所得要件はありません。
- ※木造住宅以外の住宅は、耐震診断のみ。【補助金額は診断費用の 2 分の 1（上限額 2 万 5 千円）】
- ※リ・バース 60 の無利子化等を活用し耐震改修融資を申し込まれる場合は耐震改修設計補助金の上限額は 5 万円、耐震改修工事補助金の上限額は 40 万円（低所得者 52.5 万円）となります。

【木造住宅の除却工事補助金】

- 補助対象建築物：昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けた町内の木造住宅（50 ㎡以上）
- 補助対象者：補助対象建築物を所有する個人で直近の合計所得金額が 1,200 万円以下の方

耐震診断の結果、「倒壊の可能性がある」又は「倒壊の可能性が高い」などと判定された倒壊の危険性のある木造住宅を全て除却する場合、1 棟当たり 45 万円の補助金があります。

補助金申請手続の流れ（□…申請者、■…熊取町）



【ご注意】耐震に関する各種補助制度を利用するには、必ず事前に申請をしていただく必要があります。上記以外にも条件がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。申請期間：4 月 1 日～11 月 30 日（平日のみ）

【耐震に関する補助金のお問合せ先】熊取町まちづくり計画課 電話 072-452-6401